

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
<p>司会</p> <p>議長</p> <p>司会</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>1 開会</p> <p>定刻を過ぎましたが、ただ今より、第4回島本町景観計画策定委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会の出席についてご報告いたします。第4回島本町景観計画策定委員会委員7名のうち、本日は5名出席いただいております。「島本町景観計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の委員会におきましては、新型コロナウイルス対策として、換気の時間を設けさせていただくため、45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>◆ 資料の確認</p> <p>案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>「第4回島本町景観計画策定委員会 次第」「配席図」「島本町景観計画策定委員会委員名簿」次に「資料1 第3回島本町景観計画策定委員会会議録」「資料2 島本町景観計画(素案)に関するパブリックコメントの結果」「資料3 島本町景観計画(案)」「資料4 景観計画策定スケジュール」です。以上資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p>(不足等なし)</p> <p>それでは、これからの案件の議事進行につきまして、加我議長、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 案件</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>案件に入ります前に、五江渕委員が来られましたので、本日の出席は6名となりました。出席者数の修正をお願いします。</p> <p>了解しました。6名に訂正いたします。</p> <p>それでは案件に入りますが、案件1の「会議の公開について」でございます。本日、傍聴の申し出等はございますか。</p> <p>本日、傍聴の申し出が7件ございます。</p>

議長	<p>ありがとうございます。ただ今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申し出があるということですので、つきましては、島本町景観計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、「案件1 会議の公開について」は傍聴を許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。異議がないようですので、傍聴を許可します。傍聴の方をご案内ください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>それでは、傍聴者の方々も入場されましたので、会議を再開します。</p>
議長	<p>(2) パブリックコメント回答案と景観計画案への対応について</p> <p>案件(2)に入りますが、今回、計画案の最終版になると思います。この間、パブリックコメントとして多数のご意見を頂いたと聞いておりますので、「案件2 パブリックコメント回答案と景観計画案への対応について」を審議してまいります。</p> <p>まずは事務局から、少し長くなりますが、説明をしていただきまして、景観計画の修正案について議論をしたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><資料2の説明></p> <p>説明させていただきます。まず、資料2「島本町景観計画(素案)に関するパブリックコメントの結果」をご覧ください。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、令和4年11月15日～12月14日の期間で実施いたしました。意見提出件数は172件で、79の方々からご意見を頂きました。その結果につきまして、ご意見の番号と該当する素案のページ数、提出者の番号、ご意見の内容、町の考え方という形で、一覧表に整理しております。</p> <p>こちらにつきましては、この後、計画(素案)への対応を説明いたします中で、どのようなご意見があったかを紹介させていただきます。ご意見の数が172件と多岐に渡りますので、計画(素案)の説明の流れに沿って、多くの意見を頂いた項目や、素案を修正した項目を主に説明いたします。</p>
事務局	<p><資料3の説明></p> <p>それでは、資料3「島本町景観計画(案)」をご覧ください。</p> <p>今回は、P1にございますように内容を色分けして記載しております。赤色が、パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所になります。青色は、パブリックコメントでこの項目に関連する意見が出たものの、現行の計画案で対応し、修正を行っていない箇所になります。緑色は、事前説明において頂きました委員の皆様のご意見を受けて修正を行った箇所です。</p> <p>● P1について</p> <p>まず、P1の青色の部分は、意見を受けて修正・可変していない箇所ですが、ここは遺跡の保存について「方向性に加えるべき」というご意見を頂きました。歴史的な資源につきましては、</p>

本町全域に広く点在しておりますので、P1 の計画の前提についての記載の中で「西国街道や水無瀬神宮、若山神社などの歴史的資源があり、さらに、各地域に目を向ければ、歴史や成り立ちを背景として、長い生活の営みの中で積み重ねられてきた景観が現在の特徴となって表れています。」として、このような景観資源を重視していきたいという旨を記載しております。

● P3 について

続きまして、P3 をご覧ください。「景観法によるメニューのイメージ図」を示しておりますが、こちらは委員の方の意見を受けまして、図のタイトルを「イメージ図」と修正しました。また、パブリックコメントで「図が見にくい」というご指摘を頂きましたので、拡大して表示しました。

さらに、下の表で「⑤景観地区」を青色で記載していますが、パブリックコメントで「山崎地区を景観地区に指定していただきたい」というご意見を頂きました。これについては、景観地区については、地区の住民等からご提案を頂いた場合などは検討してまいりたいと考えております。

● P12 について

続きまして、P12 をご覧ください。いくつか青色で記載しております。パブリックコメントでは「水生生物の豊かな環境」や「ゲンジボタルの舞う水無瀬川の環境」などの言葉を入れてほしいというご意見を頂いております。

また、「生き物を、景観を構成する保全すべき要素に入れてほしい」というご意見を頂きましたが、こちらにつきましては、P12 にすでに記載していますので、対応させていただいていると考えております。生物についても、景観を構成するものとして重視しております。

● P22 について

続きまして、P22 をご覧ください。P22～P23 にわたって景観資源を示しております。こちらについても、パブリックコメントの中で「見にくい」というご意見や「写真を使った方が親しみをもって見てもらえるのではないか」というご意見を頂きましたので、市街地の拡大図を P23 に大きく示すとともに、計画書の他の箇所でも載せきれていない写真を下の方で示しています。

● P30 について

続きまして、P30 をご覧ください。ここは赤色で修正していますが、三川合流の景観についていくつかご意見を頂き、その中に「正しく記載がされていない」というご指摘がありましたので、「水無瀬川が淀川と合流」と記載していたところを「水無瀬川は桂川と合流し、更に淀川へと合流しており」という記載の仕方に修正しております。

● P35 について

続きまして、P35 をご覧ください。青色の部分ですが、「JR 島本駅西地区におけるまちづくりの経過」にかかるご意見もパブリックコメントで多数頂いております。今回、景観計画においては、P35 の上の部分で景観について示しており、内容はご覧の通りですが、「その経過の中で、景観を含めたまちづくりの議論が委員会においてなされ、町に提出された提言を踏まえて『JR 島本駅西地区まちづくりガイドライン』が策定されました。」「本町としては、ガイドライン等に基づき、事業者等との協議を行い、よりよいまちづくりの推進に努めていくものとしています。」と記載しております。

続きまして、P35 の下段は写真を 2 点追加しております。パブリックコメントの中で、「大規模工場等の景観」について「ほかにも近年建設された研究所や学校施設等、優れた建物があ

るので掲載してはどうか」というご意見を頂きましたので、今回、追加しております。

● P52 について

続きまして、P52 をご覧ください。青色の部分について、パブリックコメントの中で、高層マンションの高さを懸念するようなご意見も多く出され、『『景観の課題』にこの視点がないのはなぜか、入れるべきではないか』というご意見も頂きましたが、P52 にお示ししているとおり、「昨今は、～大規模な建物が増加しており～アンケート調査では、住みよさが評価されている一方で、景観が変化していくことに対して、課題も挙げられています。」という内容で課題意識について触れております。

● P53 について

続きまして、P53 をご覧ください。赤色で記載しているところですが、三川合流についての記載の修正は、先ほど申し上げた趣旨のとおりで、「桂川・宇治川・木津川の三川が合流する景観が望めるのも本町の特徴となっています。」という正しい記載に修正いたしました。

また、その下段の「離宮の水」に関するところですが、「豊かな地下水」があることを特徴として追記しております。

● P55 について

P55 をご覧ください。「④景観を活かしたまちづくりの推進」の中で赤色になっているところがあります。元は「行政に加えて、住民や事業者などが景観に関心を持ち」と書かれていましたが、それについて「行政が主体、住民は客体とされているような記載は違和感がある」というご意見をいただきましたので、「行政、住民、事業者などそれぞれがさまざまな観点から景観を活かしたまちづくりに取り組むことが大切です。」という記載に修正しております。

● P56～P57 について

続きまして、P56～P57 をご覧ください。「(1) 市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」の箇条書きの3つ目の赤色のところになりますが、「景観形成の施策に光害防止を入れてほしい」というご意見を頂きました。具体的には「街路灯や防犯灯がLED化され、明るすぎる灯で、夜の景観が乱れてしまっている箇所があるのではないか」「夜の景観を保全してほしい」というご意見です。そのため、(1)の施策に「夜間においては、照明の光が景観を形成する主要な要素となることから、防犯などの安全面を踏まえ、住環境等を損わないよう、光の強さ、方向に配慮した計画を検討します。」と追記しました。

また、高さ制限にかかるご意見も多数頂いております。これについては(1)の●の箇条書きの5番目に赤と青と緑で書かれた文で、景観に関連する施策として「地区計画の活用や建築物等の高さ制限・誘導などについて検討」と記載しております。

さらに、その下の方に赤で「生産緑地地区への指定等による都市農地の保全」という文を掲載していますが、これは農業施策に関係するご意見も多数頂き、その中で「農地の景観を守っていくべきだ」というご意見を多く頂いたため、ここに追記いたしました。

● P60 について

続きまして、P60 をご覧ください。「(2) 景観計画区域の類型区分」に関するご意見を頂いております。ここでは「区域の範囲」の説明について、少し分かりにくいところがありましたので、正しく理解できる書き方に修正しております。

また、今回、類型区分の中で7つの区域を設定し、区域ごとの目標像及び景観形成基準を定め

ております。

● P62 について

続きまして、P62 をご覧ください。「⑦一般市街地」の説明内の赤色の文字のところになります。先ほどのご意見と関連して、農業施策で田園景観の保全というご意見を多数頂いており、その中で「市街地内の農地についても非常に重要だ」というご意見を頂いておりますので、一般市街地の中で農地など緑豊かな景観を設定しながら「うるおいやにぎわい、活力感じる景観形成を進める」と提示しております。

● P63 について

続きまして、P63 をご覧ください。表の中で「開発行為」について青色の記載がありますが、開発行為についても宅地が造成されて緑が減っていくことを懸念するご意見がありました。それにつきましては、今回、景観計画を策定し、開発公園も届出対象行為とし、景観誘導を行ってきたいと考えております。

また、下の方に「太陽光発電施設」を青色で記載しておりますが、今回、工作物の一つとして太陽光発電施設を対象といたしました。パブリックコメントの中でも、ソーラーパネルの建設について、景観的に懸念を感じられているご意見も頂いておりますため、今回、太陽光発電施設も届出対象行為とし、景観誘導を行ってきたいと考えております。

説明は以上になります。すべてではありませんが、主な修正箇所とご意見が多かった項目について説明させていただきました。

<意見交換>

議長

ありがとうございます。修正した箇所は赤字ですが、青字で記載されたところはパブリックコメントで多数の意見があり、関連する事項については表記されている上で、もう一度重要なポイントとされている箇所です。景観計画で修正するか、しないかではなく、景観を考える上での重要なポイントになるということで、多くのご意見を頂いた次第です。

では、最終の提言に向けて、お気づきの点等、ご意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

◆ 貸農園の景観の規制について

委員

景観ということから、かねがね思っていて各所で発言しているのですが、貸農園のファミリー農園は景観の悪さでは筆頭だと思います。しかし、それについて何も触れられていないように思います。もちろん自主規制していただく方がよいのですが、乱雑極まりないというか、百花繚乱と言えよいか、棒の先にバケツを逆さまにして被せているなど、無茶苦茶なところもあります。それを規制するよう、景観規制に含めることはできないのでしょうか。

議長

私も同じようなことを感じています。農地については、畝を立てて同じ作物が広がっている景観は美しいと思います。水田と畑に分けますと、関西は水田が多いので、水田が緑のカーペットになります。畑は少し作物が多種になります。さらに、市民農園で小規模化すると、各々がいろいろな作物を作りますし、作物を栽培するに当たって必要な用具をそこに置きますが、それも風呂桶を使う等、さまざまですし、鳥対策もそれぞれで行っています。

	<p>市民農園を美しくすることについては、多くのところで議論されていますが、規制というところまではなかなか至っていません。恐らく、まずは農地を農地として守っていくために、市民農園や体験農園などに取り組むことが大事だと考えられているのだと思います。ただ、そのときにも周りからの見た目を大事にしてほしいという観点から言いますと、市民農園を経営されている農家の方が指導する、つまり技術移転をすると、その作物も隆々と育ちますし、周りから見たときも美しくなると思います。貸しっ放しは、あまり美しい景観を作らないと思います。</p> <p>ただし、委員のご指摘は私も非常に気になることなのですが、今の景観計画の中では、その土地の利用の仕方まで規制できるかというところ難しいところです。したがって、これをきっかけに、周りからの見た目については、市民農園のみならず、住宅の庭も、空き地・空き家においても、いかなる行為、行動をするときにも、島本町の皆さんが少し配慮をするということになればよいかと思えます。</p> <p>事務局からはご意見等、ございますか。</p>
事務局	<p>景観計画の P56 に関しましては、パブリックコメントの中でも「農業施策に関する項目をもう少し追加した方がよいのではないか」というご意見を多数いただきました。そのため「生産緑地地区への指定等による都市農地の保全」という項目を追加させていただきました。ファミリー農園につきましても、事務局の方でも入れるかどうかという話をしたのですが、景観としてのプラス面とマイナス面がありますので、直接的に書き難いということで、「生産緑地地区への指定等による都市農地の保全」という項目の中に含めさせていただいております。</p>
議長	<p>今後、農業施策、それからファミリー農園に取り組むときに、ファミリー農園の仕方のようなものも普及啓発していくことが重要だと思います。</p> <p>P57 に載っている市民花壇も同じことが言えます。島本町の場合はそうではありませんが、私の周りでは、自治会が花壇を造り、公園関連の協会から花の種や苗をもらって栽培する活動を行う中で、植えるときはよくても、そのまま年間放置されていることも多いので、市民花壇も市民農園と同じ問題を抱えています。一年 365 日ずっと管理するのは難しいと思いますが、やはり、景観形成の上では周りから見たときの管理が重要になると思います。</p> <p>他にはございませんか。</p>
委員	<p>◆ 土砂災害特別警戒区域における工作物設置について</p> <p>確認したいのですが、資料 2 のパブリックコメントの 2 番の意見に対して「土砂災害ハザードマップ等を活用し、土砂災害特別警戒区域に指定されている～中略～適切に対応してまいりたいと考えております。」と回答されています。これは恐らく大阪府の管轄になるのかと思いますが、そもそも調整区域で特別警戒区域に太陽光パネル等の工作物が設置できるのかどうか疑問です。数年前の都計法の改正によって、調整区域のレッドゾーンの開発は厳しくなったと思いますが、その辺りは分かりますでしょうか。</p>
事務局	<p>建築基準法や工作物の建築許可に関しては、大阪府の方が建築主事になりますので、町の方で断言できませんが、恐らく、特別警戒区域であれば建築できないのではないかと考えております。</p>

委員	<p>そうだと思いますので、調整区域については、基本的に特別警戒区域における太陽光パネル設置は避けられるのではないかと思います。その点だけ確認させていただきました。</p>
議長	<p>私も不勉強ながら、近年、新幹線に乗っているときや、中国自動車道、名神高速道路を走行しているときに、ソーラーパネルが増えていると感じます。環境への配慮として、循環型社会を考えますと、自然エネルギーの活用という意味で、ソーラーパネルの設置は一方では推奨されています。場合によってはメガソーラーもあります。</p> <p>それで、そうしたときの新設をどういうところでできるかと考えますと、大阪府下でよく聞きますのは、従前は林地のところを開発するにあたって、ゴルフ場や産業廃棄物の処分等の許可を得ておいて、その後、ゴルフ場建設がなくなったとか、産業廃棄物場の跡は本来、緑化復帰をしなければならぬのですが、エネルギー対策ということでソーラーパネルの設置でよいという形がよく行われています。したがって、新設については、土砂災害特別警戒区域、あるいは調整区域では規制があるかもしれませんが、すでに開発許可を得ている場合は、その後にソーラーパネルが設置されることもあると思います。</p> <p>そのソーラーパネルは、エネルギー的には重要ですが、一方で周りから見たときに反射がきつい等、景観対策としては懸念される向きがあります。風力発電の設置のときにも環境省の方で話題となり、設置基準ができましたが、現在、ソーラーパネルでもそういう動きを見て、太陽光発電をどのように考えるかということがあろうかと思いますので、そのような動きにも対応して進めていただければと思っております。</p> <p>ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>◆ 生物等に対する光害の対策と環境保全について</p> <p>P56の「(1) 市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」のところに、赤字で「夜間においては、照明の光が景観を形成する主要な要素となることから、防犯などの安全面を踏まえ、住環境等を損わないよう、光の強さ、方向に配慮した計画を検討します。」とあり、住環境について書かれていますが、パブリックコメントを見ると、生物に対する配慮についても意見があったようです。昨今、光害が注目されていますが、住環境もさることながら、生物と天体への配慮も追加した方がよいのではないかと思います。</p>
議長	<p>事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>夜間景観や光害に関するご意見については、パブリックコメントで複数頂いております。その中で、ご指摘いただいたように生物に関するご意見も頂きました。また、パブリックコメントではないのですが、本町の議会においても夜間景観に関するご意見は頂きました。複数のご意見を頂いた中で、本町としましてはP56に記載しているような項目を追記させていただこうと考え、追加させていただいております。</p>
議長	<p>教えていただきたいのですが、パブリックコメントの「島本町の自然をどう捉えるか」という</p>

	<p>意見に対して、P12に「生物」の項目が挙がっていて、水無瀬川のゲンジボタルや、水田のヘイケボタル、さらにはヒメボタル等の生き物の種が多数記載されています。これは島本町が持っている自然になろうかと思えます。</p> <p>環境問題で言いますと、一つはエネルギー問題、そして、このような生物多様性に対応することが重要になると思えます。今、大阪府では生物多様性について、地域戦略ということで大阪府版を作ったり、またレッドデータリストの整理をしたりしていますし、堺市では外来種をはじめとするブラックリストという形で生物多様性の問題を捉えています。このように、現在の取組みは環境基本計画や、あるいは生物多様性地域戦略になろうかと思えますが、そういう中で町としての生物多様性に対する施策や動き方はどのような状況でしょうか。</p>
事務局	<p>まず、環境基本計画は策定しておりまして、2～3年後に見直しを予定しております。本町も自然環境も含め、住環境もそうですが、まち自体の設えも変わってきておりますので、より実態に即した形の見直しを予定しております。</p>
	<p>また、生物多様性の保全については、地域戦略の策定までは至っておりませんが、町行政がいろいろな活動をする中で保全に配慮していくためのガイドラインを策定しております。</p>
	<p>それから、10年以上前になりますが、環境基本計画を作る際、町としてどのような生物がいるかという全数調査を行っています。それであくまでも予定ですが、来年度以降、全数調査は無理としても、島本町にどれだけ希少な生物等がいるかという調査に取り組んでいきたいと考えているところです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>P56の(1)の「夜間においては～」の2行目「住環境等」を「住環境や生物」として「生物」という文言を入れることも可能かと考えています。この会議で議論していただきたいと思っております。</p>
委員	<p>これはあくまで「景観」に主眼を置いているので、生物多様性や環境については、別の環境保全の委員会で議論すべきだと思います。ご指摘の内容については、私も昨年12月に開催された環境保全会議でLEDによる光害の問題を述べたことがあります。景観を主眼において、生物多様性等の内容を入れていくことが果たして景観に必要なのか、ホテル等は景観の中に入るかもしれませんが、どこまで含めるかは微妙なところだと思います。あくまでもここは「景観」について進めていかなければなりませんし、広げ過ぎるときりが無いと思います。</p>
議長	<p>はい、本件について他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>私の意見としては、先ほど生物と天体の話をしましたが、光害という主とその2つが影響すると思います。例えば、島本町であればホテルに対する問題があると思えますし、天体については夜空が見えないという問題があります。それについて、ホルタが光っている、夜空の星が光っていることも景観の一部であると捉えるのであれば、光と競合するところは景観の一部になるの</p>

議長	<p>ではないかと思ます。</p> <p>ホテルの棲息ということで言いますと、光がないところ、暗闇があるところでホテルが光を放ち、子孫を残すということが、光害が関係するところになるかと思ます。そういうことに配慮して、「市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」の中で、住環境は生き物によっても支えられていると考えて、「防犯などの安全面を踏まえ、住環境や生き物等を損なわないよう、光の強さ、方向に配慮した計画を検討」ということが重要な景観施策であるということであれば、「生き物」という言葉が入ってもよいと思ます。一方で、多くの住まれている市街地の方々に PR するために、分かりやすさということていうと、「住環境等」の「等」の中に含まれていると解釈することもあると思ます。</p>
委員	<p>提案ですが、住環境というのは人工的なものだと思ますので、それに対して、例えば、ホテルや天体を自然環境と置き換えられると考えて、「住環境、自然環境等」としてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>「住環境や自然環境等」ということですか。</p>
委員	<p>そうです。思い付きですが。</p>
議長	<p>それでは、住と自然が両立するのが島本町の売りだということで、「市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境維持に向けた景観形成の施策」の中でも、「防犯などの安全面を踏まえ、住環境」と、そこに棲息している「自然」もしくは「そこから眺められる自然」にも配慮することていうことで、「住環境の中にある自然環境も含めて」という形で、「等」の間に文言を足すことにしてはどうかと思ます。</p>
委員	<p>「住環境・自然環境等を損なわないよう」ということでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>両方ということで、「、」ではなく「・」です。</p> <p>その下の●の「その他景観に影響を及ぼす事象への対応」という中に、自然環境が含まれるということになると思ます。</p> <p>ありがとうございます。他にはございませんか。</p> <p>それでは、開始から 45 分経ちましたので、ここで 5 分ほど休憩をとって 4 時から再開したいと思ます。</p> <p style="text-align: center;">—— 5 分間休憩 ——</p>
議長	<p>4 時になりましたので、再開したいと思ます。</p> <p>では、本日の議題について、続いて、松本委員よりご意見をいただきたいと思ます。</p>

委員	<p>◆ 計画期間と今後の改定について</p> <p>パブリックコメントとは直接関係がないかもしれませんが、計画の期間はどこかに書かれているのでしょうか。また、今後、改定するのかが等、計画書としての基本的なことが書かれていないように思われます。目標等もそれに従って決まるものだと思いますので、確認させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>事務局の方では、どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>期間に関しては、今は記載しておりません。改定につきましては、今後、景観審議会を立ち上げる予定ですので、必要に応じて改定を検討し、審議会に諮る予定となっております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。松本委員にご指摘いただいて私も改めて気づきました。P4に「(3) 景観計画の位置づけ」「(4) 景観計画の対象範囲」がありますが、策定期間はいつでしょうか。この3月ですか。</p>
事務局	<p>景観計画の策定については、景観行政団体に移行してから公聴会や審議会で意見を聞くという事務が発生しますので、4月1日施行ではなく、10月1日に策定を予定しています。</p>
議長	<p>そうしたことから、P2に「本町においては、景観行政団体への移行をめざし、本町独自の景観計画等を策定するなど、景観施策を総合的に推進することによって、本町の特性や課題を踏まえた景観への誘導を図る」とあり、P4に「本町では、景観法に基づき～景観計画を策定します。」と書かれています。そして、対象範囲は景観計画区域となっています。</p> <p>そこで、事務局の方では、ひとまず景観計画の目標年を定めず、一旦、景観計画を公開し、景観審議会での議論を踏まえて、その妥当性を検討し、それから運用を図って進めていくことになろうかと思います。確かに目標年10年で、さらにどのタイミングで次に見直すのかは考えておくことが必要かと思います。これは、島本町を信用していないということではありません。私は奈良県の小さな市町村で「みどりの基本計画」をお手伝いしたことがあります。放置されたままになっています。そういうものが結構ありますので、いつの時期を目標に、どのようなタイミングでPDCAを行うのか、進捗管理をしていくのかということを計画として書き込んでおくことは必要なことかと思います。</p> <p>一方では、そうではなくて、P58以降の景観法に基づく運用をして、そこで随時景観に関する審議をしていくので、そこでの審議に任せてほしいという宣言もあろうかと思います。</p> <p>これは非常に難しい取組みを実はやっていまして、景観が本当に10年で達成できるのか、50年かかるのか、100年かかるのかは分からないので、当面は「山並み・河川など豊かな自然と暮らしが調和し、まちの価値・魅力を高める『住みよい島本』の景観づくり」という目標を一旦10年かけて目指して、また次の10年も同じ目標で取り組むというのは然るべきことでもあります。</p> <p>そして、「目標」の後の「方針」「施策」については、進捗に合わせて随時検討し、それによってもっと重点化するところもあろうかと思ったり、場合によってはすでに達成し、新たに追加しなければならないところもあろうかと思ったりします。</p>

	<p>そうしたことの事前修正、場合によっては、いつの時期ということまで、P4の「(3) 景観計画の位置づけ」のところに書き入れて、「この計画については、今後、景観審議会、景観アドバイザー、さらには市民の意見を踏まえ、社会のニーズ、時勢の変化に対応して計画を見直します。」ということで、計画を見直すこと、いつとは書かないけれども、そのように進捗管理をしていくということだけは宣言しておく必要があると思います。</p>
委員	<p>ちなみに、他市の事例ではその辺りの振り返り等については、どのような取り扱い体制になっているのでしょうか。また、景観計画の中に見直しについて、時期を明記するかどうかも含めて書くのか、あるいはもっと上位の条例に書いて、良い意味での縛りをかけるという方法もあるかと思っています。他市の真似をする必要はないと思いますが、一つの参考として情報があればお聞かせいただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>他市の事例としましては、目標年次等を書いている市町村は少ないと把握しています。</p>
議長	<p>都市計画マスタープランや環境基本計画等は一定目標年次を定めて、それに対してPDCAを行います。景観計画でそれがあるかどうかは私も定かではありません。ただし、作りっ放しで終わるのではなく、そういう意味ではP58～P59がそれに当たるとは思いますが、進行管理をしてチェックしていくこと、必要に応じて見直しをしていくということは書かれていると思います。</p> <p>条例と景観計画で言いますと、景観計画の方がフレキシブルにできます。行政法については不確かですが、条例は一旦制定すると時点修正はなかなか行われたいのではないかと思います。</p> <p>いかがでしょうか。P2の「③本町が景観施策に取り組む意義」やP4の「(3) 景観計画の位置づけ」のところで、今後の成果を踏まえ、チェックをしながら進めていくこと、また次の見直しを図っていくという、進行、進捗管理については書かれた方がよいのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>ご意見を踏まえまして、P4の「(3) 景観計画の位置づけ」のところに、進捗管理や社会潮流に合わせて検討するというような文言の追記を検討させていただきます。</p>
議長	<p>硬直したものになると困りますので、PDCAまでは書かなくても、時勢に合わせて見直しの時期がくるということだけ、明記していただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。他の委員はいかがでしょう。</p>
委員	<p>他には思い付きません。十分にフォローできていると思いながら伺っておりました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、他にご意見等はございませんか。</p>
議長	<p>◆ 今後の進め方について</p> <p>島本町が初めて景観計画を作られるということもありますが、今回のパブリックコメントについては、町民の方々から真摯にご意見を頂き、その関心の高さに驚いたところです。</p>

その上で、私の方から述べさせていただきますと、今後この景観計画を進めていくに当たり、多くの町民の方々から頂きました意見を受けまして、一つはJR 島本駅周辺の開発について、景観計画に基づいて、あるいは、まちづくり委員会のガイドラインに基づいて取り組まれることになろうかと思えます。

もう一つ、高層建築を建てる際の高さ制限についても多くのご意見を頂いております。これについては、例えばパブリックコメントの8番に「今以上に高層建築を建てるのはやめてほしい」というご意見もあり、このような意見は多数あったかと思えます。それに対して町の考え方は「高さ制限については、私権の制限につながる懸念もあることから、慎重に検討する必要があると考えております。そのため令和5年度以降にアンケート調査や現状把握等を行い、地域ごとに建物高さの規制・誘導などを行うか否かも含めて検討してまいりたいと考えております。」とされています。町域全域の高さ制限が話題として挙がり、施策としての検討がなされたということですが、今の時点では「私権の制限につながる」ということで、今後については、令和5年度以降にアンケート調査を行い、現状把握を踏まえて、慎重に検討していくということですので、引き続きこの景観計画が、場合によっては今後の取組みによって変更していくことも必要かと思えます。先ほどありました、社会情勢やニーズに合わせて議論されることが重要かと思っております。

そのようなことで言いますと、今回、景観計画の策定委員会として我々は呼ばれておりますが、次年度、景観行政団体に移行ということで、加えてP58～P59に「8. 景観法に基づく事項」が軽めに挙がっていますが、実は非常に大変なことで、「(1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として、今般、P63以降に「高さが10mを超えるもの」「20mを超えるもの」については届出対象行為になると書かれており、それについては事前相談等を含めて対話型で進めていくこと、場合によっては景観アドバイザー等の意見を聞きながら取り組んでいくこととなっています。書くのは簡単ですが、これは非常に手間のかかることです。しかし、その手間のかかることをしていくことによって、建築物の景観誘導ができると思えますので、大きな一歩を踏み出すことになると思えます。

この景観計画に基づいて、届出対象行為の制度とアドバイザー制度をフルに活用していただくということと、そこで話題になっていることについては、環境審議会に加えて景観審議会を設置されて継続的に議論していく場を持たれるということが、この景観計画ができて、はじまりの一歩を踏み出すことになると思えますので、来年度以降、本格的にさらに景観に関する議論をここで展開されることをお願いさせていただいて、景観計画の策定を公開につなげていただければと思っております。

では、今回お示しした案について、少し修正を頂きましたが、それについては町の方にお任せいたします。場合によっては、私が確認させていただきますので、我々に与えられた責務はここで終了したということで、本日でこの委員会を閉じたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、令和3年11月から委員委嘱を受け、約1年3ヶ月、全4回の会議におきまして慎重にご審議いただきましたことに対し、改めて御礼申し上げます、本日で委員会を終わりたいと思えます。

(3) その他

議長	<p>今後のスケジュールについて、案件(3)「その他」として説明していただきます。先ほど、景観行政団体のお話がありましたが、景観計画策定のスケジュールを事務局よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほど会長からご説明いただきましたとおり、今回の委員会をもって議論が終了しましたので、景観計画策定委員会につきましては本日が最終日となります。</p> <p>お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>景観条例につきましては、条例案を2月定例会議に上程し、議会の議決を求めます。その後、議会においてご可決いただきました後、令和5年4月1日より一部施行し、全部施行は10月1日を予定しております。</p> <p>そのため、10月1日までに景観計画やガイドラインの最終取りまとめ、本日頂いたご意見を踏まえ、計画の修正をしていきます。条例の周知等も行ってまいります。</p> <p>景観行政団体への移行につきましては、2月上旬から景観法に基づく協議を大阪府と行い、7月1日から景観行政団体への移行を予定しております。</p> <p>景観行政団体へ移行後、景観計画(案)に対する公聴会を行い、本町の都市計画審議会に意見を伺い、10月1日より本町の景観計画に基づき景観事務を行う予定です。</p> <p>なお、7月1日から9月30日までの間につきましては、大阪府の景観計画に基づき本町が景観事務を行う予定です。</p> <p>景観行政団体への移行後、すぐに本町の景観計画に基づき景観事務を行わないのは、景観行政団体への移行後に、公聴会や都市計画審議会への意見聴取を行う必要がございますため、事務手続きが終わるまでは、大阪府の景観計画に基づき景観事務を行う予定です。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。行政手続きについて、皆さんの方からご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>公聴会というのは、案の縦覧があつて、意見陳述ができるものでしょうか。</p>
事務局	<p>資料4にあります公聴会につきましては、今回、景観計画策定委員会で作っていただきました案に基づきまして、それに対するご意見等を発言していただく場を予定しております。</p>
議長	<p>よろしいですか。他はございませんか。(他に質問等、なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました「第4回島本町景観計画策定委員会」の案件をすべて終了させていただきます。委員の皆さまには会議の円滑な進行にご協力いただき、また重要なお議論をありがとうございました。</p> <p>では、進行を司会の方にお返しいたします。</p>
司会	<p>3 閉会</p> <p>加我議長、どうもありがとうございました。委員の皆さまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。</p>

<p>島本町長</p>	<p>島本町景観計画（案）にご承認いただいたということで、この策定委員会は今回で最終日となります。最後に、島本町長より御礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>◆ 町長挨拶</p> <p>皆さま、こんにちは。島本町長の山田でございます。</p> <p>皆さま方におかれましては、令和3年11月から今回まで貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本町におきましては、ご承知のとおり、大阪府の景観計画に基づく運用がなされておりましたが、本町の特長や課題を踏まえたきめ細やかな対応が求められるようになったため、本町独自の景観計画を策定する等、景観施策に取り組むことになりました。もっと自然環境やまち並みに配慮するよう誘導することで、将来にわたっても、住民の皆さまに「これからも住み続けたい」と思っただくとともに、町外にお住まいの皆さまにも、本町を移住先として選択いただくことを目指しております。</p> <p>今回、ご承認をいただきました景観計画（案）につきましては、先ほど加我議長からもありまして、最初の一步ということで、これからがスタートであります。本景観形成の目標達成に向けまして、行政と、また住民や事業者の皆さまとともに、それぞれの視点から創造していただくことが、何よりも大切なことだと考えております。</p> <p>最後になりますが、委員の皆さま方には、重ねて厚く御礼を申し上げますとともに、今後ますますのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます、私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは「第4回島本町景観計画策定委員会」を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>